障害者スポーツ指導等技術向上事業助成金交付要綱

(通則)

第1条 障害者スポーツ指導等技術向上事業助成金(以下「助成金」という。) の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 岡山県内(以下「県内」という。)の障害者スポーツを振興することを目的とし、第4条に規定する事業を実施する場合に、その経費の一部を助成する。

(対象団体等)

- 第3条 この事業の対象となる団体は、岡山県における障害者スポーツ振興活動を主たる事業としている団体で、次の各号に該当する団体とする。
 - 一 原則として、県内に所在地があること。
 - 二 県内における障害者スポーツの普及、振興に寄与する団体であること。
 - 三 県内の当該競技の統括または調整をしている団体であること。
 - 四 会則を持ち、適切な運営がなされている団体であること。
- 五 単一の職場(学校、施設)に所属している者のみで構成されていないこと。
 - 六 会計等の事務処理が適切に行われている団体であること。
- 2 その他岡山県障害者スポーツ協会長(以下「協会長」という。)が別に定め る団体

(助成対象事業)

- 第4条 この助成金の対象となる事業は、障害者スポーツ指導者等を対象に、 前条に規定する団体が主催者として実施する講習会等で、次の各号のいずれ かに該当する事業(以下「助成事業」という。)とする。
 - 一 全国障害者スポーツ大会競技規則の周知等に係る事業
 - 二 障害者スポーツに係る審判技術の向上等に係る事業
 - 三 その他障害者スポーツの指導者の養成及び指導技術の向上等に係る事業

(助成対象経費)

- 第5条 この助成金の対象となる経費は、助成事業の実施に必要な別表に掲げる経費とする。
- 2 前項の額は、1回7万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書(様式第1号) 1 部を別に定める日までに協会長あて提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第7条 協会長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、 当該申請に対する適否等を審査し、交付額の決定を行い、助成金交付決定通 知書(様式第2号)により当該団体に通知する。
- 2 前項の場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるとき は、条件を付するものとする。

(実績報告)

第8条 助成の交付の決定を受けた団体は、助成事業が完了した日から30日 以内に、助成事業実績報告書(様式第3号)1部を協会長あて提出しなけれ ばならない。

(助成金の額の確定等)

- 第9条 協会長は、前条の規定による助成事業実績報告書の提出があった場合は、審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第4号)により当該助成団体に通知するものとする。
- 2 協会長は、助成金の交付を受けた団体に交付すべき助成金の額を確定した 場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超 える部分の助成金の返還を命ずる。

(助成金の支払)

第10条 協会長は、前条の規定による助成金の額の確定後助成金を支払うものとする。ただし、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めると きは、助成金の概算払をすることができる。

(助成金の精算払又は概算払の請求等)

第11条 助成金の交付を受けた団体が、助成金の精算払又は概算払を受けようとするときは、助成金精算(概算)払請求書(様式第5号)1部を協会長あて提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、必要の都度、協会長が定める ものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。